

議案第67号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地方公共団体で任用している臨時職員及び非常勤職員について、令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員の制度が導入されることに伴い、関連する条例の改正及び廃止を一括して行うとともに、あわせて文言の整備等を行うものです。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>会計年度任用職員の給与</u>)</p> <p>第23条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)に定めるところによる。</u></p>	<p>(<u>非常勤職員等の給与</u>)</p> <p>第23条 <u>常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。)及び臨時に雇用される職員については、任命権者は、一般の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で別に定めるところにより給与を支給するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。</u></p>

(取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成9年条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>会計年度任用職員の勤務時間、休暇等</u>)</p> <p>第18条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市規則で定める基準に従い、任命権者が定める。</u></p>	<p>(<u>非常勤職員の勤務時間、休暇等</u>)</p> <p>第18条 <u>非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</u></p>

(取手市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 取手市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第7条 育児休業をした職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第7条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法<u>(昭和25年法律第261号)</u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職</p>

<p>務職員等」という。)を除く。)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第 19 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 13 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、<u>給与条例第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。</u></p> <p>2 <u>地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第 13 条」とあるのは「取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第 26 条」と、「給与条例第 17 条」とあるのは「同条例第 25 条」と、「給与額」とあるのは「報酬額」とする。</u></p> <p>3 <u>地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「給与条例第 13 条」とあるのは「取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第 16 条」と、「給与条例第 17 条」とあるのは「同条例第 15 条」とする。</u></p>	<p>員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第 19 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 13 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、<u>当該勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の算出については、給与条例第 17 条の規定を準用する。</u></p>
---	--

(取手市職員等の旅費の特例に関する条例の一部改正)

第 4 条 取手市職員等の旅費の特例に関する条例(平成 18 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年条例第 63 号。以下「議員報酬条例」という。), 取手市特別職の職員で非常勤</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年条例第 63 号。以下「議員報酬条例」という。), 取手市特別職の職員で非常勤</p>

のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第59号。以下「非常勤特別職報酬条例」という。), 取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第85号。以下「特別職旅費条例」という。)及び取手市職員の旅費に関する条例(昭和32年条例第81号。以下「市職員旅費条例」という。)に規定する旅費(取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第30条第2項の規定により旅費の例によることとされる同条例第2条第1項第2号に規定するパートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償を含む。)の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(日当の特例)

第2条 内国旅行における日当は、議員報酬条例、非常勤特別職報酬条例、特別職旅費条例及び市職員旅費条例の規定にかかわらず、平成21年4月1日から令和3年3月31日までの間に出発する旅行に限り、支給しない。

のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第59号。以下「非常勤特別職報酬条例」という。), 取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第85号。以下「特別職旅費条例」という。), 取手市職員の旅費に関する条例(昭和32年条例第81号。以下「市職員旅費条例」という。)及び取手市一般職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成23年条例第27号。以下「非常勤一般職報酬条例」という。)に規定する旅費の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(日当の特例)

第2条 内国旅行における日当は、議員報酬条例、非常勤特別職報酬条例、特別職旅費条例、市職員旅費条例及び非常勤一般職報酬条例の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成33年3月31日までの間に出発する旅行に限り、支給しない。

(取手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 取手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員<u>及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員</u>を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))<u>以下同じ。)</u>に係る次に掲げる事項とする。</p>

項とする。

(1)から(8)まで (略)

(1)から(8)まで (略)

(取手市職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 取手市職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例(昭和30年条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>取手市職員の分限に関する<u>手続き</u>及び効果に関する条例</p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、<u>職員</u>の意に反する降任、免職及び休職の<u>手続き</u>及び効果に関し、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(降任、免職及び休職の<u>手続き</u>)</p> <p>第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合<u>又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。</u></p> <p>2 職員の意に反する降任若しくは免職<u>又は</u>休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して<u>行わなければならない。</u></p> <p>(休職の<u>効果</u>)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を<u>超えない範囲内</u>において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認</p>	<p>取手市職員の分限に関する<u>手続き</u>及び効果に関する条例</p> <p><u>(この条例の目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき<u>職員</u>の意に反する降任、免職及び休職の<u>手続き</u>及び効果に関し<u>規定することを目的とする。</u></p> <p>(降任、免職及び休職の<u>手続き</u>)</p> <p>第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合<u>または同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行なわせなければならない。</u></p> <p>2 職員の意に反する降任若しくは免職<u>または</u>休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して<u>行なわなければならない。</u></p> <p>(休職の<u>効果</u>)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を<u>こえない範囲内</u>において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認</p>

<p>められるときは、<u>速やかに復職を命じなければならぬ</u>。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは、「法第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 休職者に対する休職期間中の給与については、<u>取手市職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 80 号)又は取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)の定めるところによる。</u></p> <p>(失職の例外)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 前項の規定により<u>その職を失わなかった職員が、刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第 6 条 (略)</p>	<p>められるときは、<u>すみやかに復職を命じなければならぬ</u>。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 休職者に対する休職期間中の給与については、<u>職員の給与に関する条例の定めるところにより支給する。</u></p> <p>(失職の例外)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、<u>その職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取消されたときは、その職を失う。</u></p> <p>(この条例の実施に関し必要な事項)</p> <p>第 6 条 (略)</p>
---	--

(職員懲戒の~~手続~~及び効果に関する条例の一部改正)

第 7 条 職員懲戒の~~手続~~及び効果に関する条例(昭和 30 年条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>取手市職員懲戒の手続及び効果に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 29 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、<u>職員懲戒の手続及び効果に関し、必要な</u></p>	<p>職員懲戒の手続及び効果に関する条例</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 29 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、<u>職員懲戒の手続及び効果に関し規定</u></p>

<p><u>事項を定めるものとする。</u> (懲戒の手続) 第3条 戒告、減給、<u>停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</u> (減給の効果) 第4条 減給は、<u>1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、これらに相当する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</u> (停職の効果) 第5条 <u>停職の期間は、1月以上6月以下とする。</u> 2 <u>停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。</u> 3 <u>停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。</u> (委任) 第6条 (略)</p>	<p><u>することを目的とする。</u> (懲戒の手続) 第3条 戒告、減給、<u>停職または懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行なわなければならない。</u> (減給の効果) 第4条 減給は、<u>1月以上6月以下、給料及びこれに対する勤務地手当、地域給、扶養手当の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。</u> (停職の効果) 第5条 <u>停職の期間は、1月以上6月以下とする。</u> <u>停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。</u> <u>停職者は停職の期間中、いかなる給与も支給されない。</u> (この条例に関し必要な事項) 第6条 (略)</p>
---	---

(取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
第8条 取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第59号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前(対応する改正後の欄はこの欄の次に記載)		
別表(第1条, 第5条関係)		
職名	報酬額(円)	旅費の額(相当する職)
教育委員会委員	(略)	副市長
選挙管理委員会の部から市嘱託医師の部まで	(略)	(略)
市嘱託歯科医師	日 21,000	(略)
市産業医	(略)	(略)
投票管理者の部から選挙立会人の部まで	(略)	(略)

市政協力員	100 世帯以下	年 100,000	3 級
	101～300 以下	〃 130,000	
	301～500 以下	〃 160,000	
	501～700 以下	〃 190,000	
	701～1,000 以下	〃 220,000	
	1,001 以上	〃 250,000	
交通安全推進指導隊		〃 45,900	〃
防災会議委員		(略)	副市長
国民保護協議会の部及び消防団の部		(略)	(略)
政治倫理審査会	会長	日 6,700	(略)
	委員	(略)	(略)
特別職報酬等審議会の部から統計調査員の部まで		(略)	(略)
民生委員推薦会	委員長	(略)	副市長
	委員	(略)	(略)
障害者給付審査会の部から介護認定審査会の部まで		(略)	(略)
介護認定調査員		〃 9,600 以内	3 級
療育専門員		〃 20,000 以内	〃
家庭相談員		〃 10,750	〃
男女共同参画審議会	会長	(略)	副市長
	委員	(略)	(略)
男女共同参画苦情処理員		〃 6,300	〃
児童福祉審議会の部から国民健康保険運営協議会の部まで		(略)	(略)
診療報酬明細書点検員		〃 10,000 以内	3 級
地域医療審議会	会長	(略)	副市長
	委員	(略)	(略)
環境審議会の部及び商工振興審議会の部		(略)	(略)
消費生活相談員		月 180,000	3 級
働く婦人の家及び勤労青少年ホーム運営委員会	委員長	旦 6,700	副市長
	委員	(略)	(略)

緑の審議会の部から小中学校適正規模適正配置審議会の部まで	(略)	(略)	
学校嘱託医師	(略)	(略)	
学校嘱託歯科医師	(略)	(略)	
学校薬剤師の部から学校等給食運営協議会の部まで	(略)	(略)	
教育相談員	月 102,000	3級	
特別支援教育相談員	〃 102,000	〃	
教育支援委員会	委員長	日 6,700	副市長
	委員	(略)	(略)
いじめ問題専門委員会の部及びいじめ問題再調査委員会の部	(略)	(略)	
スクールカウンセラー	〃 30,000	〃	
準スクールカウンセラー	〃 21,000	〃	
スクールソーシャルワーカー	日 18,000 1時間 3,000	〃	
社会教育委員	(略)	(略)	
社会教育指導員	月 102,000	〃	
特別青少年相談員	〃 113,000	3級	
青少年問題協議会委員	(略)	副市長	
青少年相談員	月 9,400	3級	
公民館長	年 178,000	〃	
公民館運営審議会	委員長	日 6,700	副市長
	委員	(略)	(略)
文化財保護審議会の部から体育施設運営委員会の部まで	(略)	(略)	
非常勤の嘱託員	〃 10,000 以内	3級	

備考 市政協力員に対し支給する報酬に関し、複数の市政協力員が委嘱されている地区にあっては、当該地区の市政協力員の人数で当該地区の総世帯数を除して得た数をもって、それぞれの市政協力員の世帯の数とする。

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表(第1条, 第5条関係)

職名		報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員		(略)	副市長
選挙管理委員会の部から市嘱託医師の部まで		(略)	(略)
市嘱託歯科医師		日 21,000	(略)
市産業医		(略)	(略)
市職員精神健康相談医		〃 21,000	〃
投票管理者の部から選挙立会人の部まで		(略)	(略)
防災会議委員		(略)	〃
国民保護協議会の部及び消防団の部		(略)	(略)
政治倫理審査会	会長	日 6,700	(略)
	委員	(略)	(略)
特別職報酬等審議会の部から統計調査員の部まで		(略)	(略)
民生委員推薦会	委員長	(略)	副市長
	委員	(略)	(略)
障害者給付審査会の部から介護認定審査会の部まで		(略)	(略)
男女共同参画審議会	会長	(略)	〃
	委員	(略)	(略)
児童福祉審議会の部から国民健康保険運営協議会の部まで		(略)	(略)
地域医療審議会	会長	(略)	〃
	委員	(略)	(略)
環境審議会の部及び商工振興審議会の部		(略)	(略)
働く婦人の家及び勤労青少年ホーム運営委員会	委員長	〃 6,700	〃
	委員	(略)	(略)
緑の審議会の部から小中学校適正規模適正配置審議会の部まで		(略)	(略)
学校医		(略)	(略)

学校歯科医		(略)	(略)
学校薬剤師の部から学校等給食運営協議会の部まで		(略)	(略)
教育支援委員会	委員長	〃 6,700	〃
	委員	(略)	(略)
いじめ問題専門委員会の部及びいじめ問題再調査委員会の部		(略)	(略)
社会教育委員		(略)	(略)
青少年問題協議会委員		(略)	〃
公民館運営審議会	委員長	〃 6,700	〃
	委員	(略)	(略)
文化財保護審議会の部から体育施設運営委員会の部まで		(略)	(略)

(取手市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 取手市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年条例第87号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項において準用する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員(同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)の給与の種類及び基準に関し、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、<u>取手市職員の</u></p>	<p><u>(この条例の目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項の規定により準用される地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第3項の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員(以下「職員」という。)の給与の種類及び<u>基準を定めることを目的とする。</u></p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、<u>市職員の給与</u></p>

給与に関する条例(昭和32年条例第80号)の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の給与の例による。

に関する条例(昭和32年条例第80号)の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の給与の例による。

(取手市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第10条 取手市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用される職員を除く。) (2) (略) (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員 (4)及び(5) (略) 3 (略)	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項の規定により採用される職員を除く。) (2) (略) (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員 (4)及び(5) (略) 3 (略)

(取手市一般職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の廃止)

第11条 取手市一般職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成23年条例第27号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(減給の効果に関する経過措置)

2 第7条の規定による改正後の取手市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後の行為に対する減給について適用し、同日前の行為に対する減給については、なお従前の例による。